

総社市告示第14号

総社市地域公共交通会議設置要綱（平成19年総社市告示第13号）の一部を次のように改正する。

平成30年3月22日

総社市長 片岡 聡 一

次の表の改正前の欄中号の表示に下線が引かれた号（以下「移動号」という。）に対応する同表の改正後の欄中号の表示に下線が引かれた号（以下「移動後号」という。）が存在する場合には、当該移動号を当該移動後号とし、移動後号に対応する移動号が存在しない場合には、当該移動後号（以下「追加号」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（号の表示を除く。以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（号の表示及び追加号を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>（設置）</p> <p>第1条 道路運送法（昭和26年法律第183号）、<u>地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号）及び都市・地域総合交通戦略要綱（平成21年3月16日国都街第77号）</u>の規定に基づき、<u>地域における需要に応じた住民の生活に必要なバス等の旅客輸送の確保その他旅客の利便の増進を図り、地域の实情に即した輸送サービスの実現に必要な事項並びに地域公共交通の活性化及び再生の推進を協議するため、総社市地域公共交通会議（以下「交通会議」という。）を設置する。</u></p> <p>（協議事項）</p> <p>第2条 交通会議は、次に掲げる事項を協議するものとする。</p> <p>（1）～（3）略</p> <p><u>（4）都市・地域総合交通戦略要綱に規定する総合交通戦略に関する事項</u></p> <p><u>（5）略</u></p>	<p>（設置）</p> <p>第1条 道路運送法（昭和26年法律第183号）<u>及び</u>地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号）の規定に基づき、<u>地域における需要に応じた住民の生活に必要なバス等の旅客輸送の確保その他旅客の利便の増進を図り、地域の实情に即した輸送サービスの実現に必要な事項並びに地域公共交通の活性化及び再生の推進を協議するため、総社市地域公共交通会議（以下「交通会議」という。）を設置する。</u></p> <p>（協議事項）</p> <p>第2条 交通会議は、次に掲げる事項を協議するものとする。</p> <p>（1）～（3）略</p> <p><u>（4）略</u></p>

附 則

この告示は、平成30年4月1日から施行する。